

## 博士の学位審査に関する内規

2017年6月13日制定

2018年1月25日改正

2019年1月24日改正

2020年7月15日改正

2021年11月10日改正

国際公共政策学専攻教育会議

### (目的)

第1条 本内規は、東京大学大学院学則（以下「学則」という。）及び東京大学学位規則（以下「学位規則」という。）に定めるもののほか、公共政策学教育部（以下「本教育部」という。）における学位規則第2条第3項及び第4条第2項に定める者（以下「課程博士」という）並びに学位規則第2条第4項及び第4条第1項に定める者（以下「論文博士」という）の学位審査について必要な事項を定めることを目的とする。

### (学位論文（課程博士）)

第2条 本教育部博士後期課程において学位論文を提出しようとする者は、本教育部博士後期課程に2年以上在学し、10単位以上の単位を修得のうえ研究計画構想発表

(Proposal Review)において学位論文執筆を開始する水準にあると判断され、予備審査(Interim Review)に合格した者でなければならない。ただし、本教育部規則第37条によって修了年限の短縮を希望する者の取り扱いは、「修了年限短縮に関する細則」の定めによる。

第3条 研究計画構想発表及び予備審査については「博士の学位審査に関する内規についての申し合わせ事項」で定めるところによる。

第4条 学位論文は英語で執筆することを原則とする。ただし、研究テーマ等の観点から、指導教員および教育会議が承認すれば日本語で執筆してもよい。また、学位論文には字数制限を設けない。

第5条 学位論文は1編に限るものとし、論文要旨（日本語の場合は4000字以内、英語の場合は2000語以内）とともに、各5部提出する。また必要な場合には参考論文を提出することができるものとし、その提出部数は5部とする。提出した論文は、博士論文の撤回を届け出た場合も含めて返却されない。

第6条 学位論文は、自著論文でなければならない。

第7条 学位論文の提出時期は任意とする。ただし、

- ① 3月に学位を取得しようとする者は、その年の1月上旬までに学位論文を提出しなければならない。
- ② 9月に学位を取得しようとする者は、その年の7月上旬までに学位論文を提出しなければならない。

第8条 学位論文を提出しようとする者は、論文提出の前までに所定の様式にしたがって「論文題目届」を提出しなければならない。

第9条 学位論文を提出しようとする者は、論文提出時に「東京大学の科学研究における行動規範」および本教育部「論文作成ガイドライン」を遵守する旨の「宣誓」を提出しなければならない。

#### (審査委員会)

第10条 審査委員会は本教育部国際公共政策学専攻の教員5名以上で組織するものとし、委員の選出その他の事項については、「博士の学位審査に関する内規についての申合わせ事項」で定めるところによる。

第11条 審査委員会は、学位論文審査および最終試験を行う。論文の審査および最終試験は、原則として論文提出後3ヵ月以内に終了するものとする。

2 審査委員会の学位を授与できるか否かの議決は、審査委員会委員の合議による。

#### (審査委員会の報告)

第12条 審査委員会は、論文審査、最終試験を終了したときは、直ちに論文の内容の要旨、論文審査の結果の要旨、最終試験の結果の要旨に、学位を授与できるか否かの意見を添え、教育会議に文書で報告しなければならない。

#### (教育会議の審議)

第13条 教育会議は、前条の報告に基づいて審議し、学位を授与すべきか否かを議決する。

2 教育会議が学位を授与できるものと議決するには、委員全員の2分の1以上が出席し、出席委員の3分の2以上の賛成がなければならない。ただし、公務又は出張のため出席することができない委員は、委員の数に算入しない。

3 専攻長は、必要に応じて、教育会議におけるその審議に、教育会議委員以外で審査に関わった委員の出席を求めることができる。

第14条 本専攻において、課程を修了するに必要な年数以上在学して所定の単位を修得し、本内規第2条に定める研究計画構想発表において学位論文執筆を開始する水準にあると判断されたうえで退学した者は、退学後3年以内に限り予備審査及び学位論文審査と最終試験を受けることができる。この場合の取り扱いについては前条までの規定を準用する。なお、この者については、学位規則第9条により学力の確認を行わない。

#### (学位論文の公表)

第15条 学位論文の公表は、学位規則第15条および第16条の規定を準用する（注：学位授与から3ヵ月以内に論文の内容の要旨、論文審査の結果の要旨を公表し、原則として1年以内に論文を公表する）。

(学位論文(論文博士))

第16条 第14条に定める者が退学後3年を経過した場合は、本教育部国際公共政策学専攻の専任教員を紹介教員として学位論文を提出することができる。

第17条 本教育部国際公共政策学専攻の専任教員が、以下に示す者の学位論文の紹介教員になろうとする場合は、あらかじめ教育会議の承認を得るものとする。

- ① 第14条に定める条件を満たさない退学者かつ退学後3年を経過した者
- ② 本教育部に在籍したことのない研究者

第18条 本内規第4条を準用する。

第19条 本内規第5条を準用する。

第20条 本内規第6条を準用する。

第21条 本内規第8条を準用する。

第22条 本内規第9条を準用する。

第23条 本内規第10条を準用する。

第24条 本内規第11条を準用する。

第25条 本内規第12条を準用する。

第26条 本内規第13条を準用する。

第27条 本内規第15条を準用する。

附 則

この内規は、2017年6月13日から施行する。

附 則

この内規は、2018年1月25日から施行する。

附 則

この内規は、2019年1月24日から施行する。

附 則

この内規は、2020年7月15日から施行する。

附 則

この内規は、2021年11月10日から施行する。

年 月 日

## 誓 約 書

公共政策学教育部長 殿

申請者

印

(自著)

私は本学位申請に当たり、「東京大学の科学研究における行動規範」、「公共政策大学院における論文等作成に関するガイドライン」を理解しており、これをはじめとする科学研究に関する諸規範を遵守していることを誓約いたします。